

①行事名(コース)など
 ②住所 ③氏名(ふりがな)
 ④年齢 ⑤電話またはFAX番号
 ⑥「保育可」の催しで保育希望の場合は、その旨と子どもの氏名・ふりがな・年齢

ハガキ・ファクシミリ等の記入例

●あて先は各記事の申込先(住所の記載がないものは、〒154-8504 世田谷4-21-27 世田谷区役所へ)
 往復ハガキの場合は、返信用にも住所・氏名を記入
 ●連記・重複申込不可 ●特に条件のある場合は明記します

区役所 〒154-8504 世田谷4-21-27

令和5年(2023年)2月1日

HP <https://www.city.setagaya.lg.jp/>

せたがや

住民税の申告期限は3月15日です

●世田谷区へ申告していただく方

- ①5年1月1日現在区内に居住し、4年中に所得*があった方
 (右記の①～③のいずれかに該当する方を除く)
 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等以外の所得金額が20万円以下のため
 税務署に確定申告をしなくてもよい方は、区に申告してください。
- ②4年中に所得のなかった方で下記に該当する方
 - 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度、国民年金に加入している
 - 各種児童関連手当等を受給している
 - 教育(例:就学援助)、高齢福祉(例:電話料金の助成)、障害福祉(例:補装具費の支給)、
 保育等のサービスを受けている
 - 所得の証明(課税(非課税)証明書)が必要(例:シルバーパス・住宅関係・保育園・奨学金等
 の手続き、合計所得金額が1000万円を超える納税者の同一生計配偶者の方)

*所得とは、収入金額から必要経費等を差し引いた金額をいいます。

●世田谷区に申告しなくてもよい方

- ①税務署に4年分の所得税(国税)の
 確定申告をする方
 区への申告は必要ありませんが、確定申告
 書の第2表「住民税に関する事項欄」に該当す
 る項目がある場合は、忘れずにご記入ください。
 - ②4年中の収入が給与収入のみで、勤務先
 (会社等)が世田谷区に給与支払報告書を
 提出している方
 - ③4年中の収入が公的年金等収入のみの方
- ※上記②、③に該当しても源泉徴収票に記載のない
 各種控除の適用を受ける場合は申告が必要です。

●お住まいの地域を管轄する係へ(いずれも☎5432-3037)

世田谷地域 課税第1係 ☎5432-2169	池尻(1～3丁目、4丁目1～32番)、上馬、経堂、駒沢(1・2丁目)、桜、桜丘、三軒茶屋、下馬、世田谷、太子堂、弦巻、 野沢、三宿、宮坂、若林
北沢・砧地域 課税第2係 ☎5432-2174	赤堤、池尻(4丁目33～39番)、宇奈根、梅丘、大蔵、大原、岡本、鎌田、北沢、喜多見、砧、砧公園、豪徳寺、桜上水、 成城、祖師谷、代沢、代田、千歳台、羽根木、船橋、松原
玉川・烏山地域 課税第3係 ☎5432-2184	奥沢、尾山台、粕谷、上北沢、上相師谷、上野毛、上用賀、北烏山、給田、駒沢(3～5丁目)、駒沢公園、桜新町、新町、 瀬田、玉川、玉川台、玉川田園調布、玉堤、等々力、中町、野毛、八幡山、東玉川、深沢、南烏山、用賀

税務署からのお知らせ

●確定申告書作成会場を開設します

入場には「入場整理券」が必要です(当日会場で配付、または
 国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」で事前入手可)。
 期間中、税務署内では申告書の作成・相談はできません。
 提出のみの場合は、管轄の税務署に持参または郵送してください。
 2月16日(木)～3月15日(水)午前8時30分～午後4時(土・日曜、
 祝日を除く。ただし、2月19日(日)・26日(日)は開場) ※相談開
 始は午前9時15分から。

場ベルサール渋谷ファースト(渋谷区東1-2-20
 住友不動産渋谷ファーストタワー 2階)



国税庁LINE公式アカウント 友だち追加はこちら▶

●インボイス制度説明会(事前予約制)

対象地域	日時	会場
世田谷 税務署管内	2月10日(金) ①午前10時～11時、午後1時～2時 ②午後3時～4時	世田谷税務署 (若林4-22-13)
北沢 税務署管内	2月14日(火) ①午後1時30分～2時30分、午後3時～4時 ②午前10時～10時40分	(公社)北沢法人会 (梅丘1-43-1)
玉川 税務署管内	①2月 9日(休)午後1時30分～2時30分、午後3時～4時 ②2月10日(金)午後3時～3時40分	玉川税務署 (玉川2-1-7)

①=免税事業者向け ②=課税事業者向け



詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください▶

●税務署(世田谷 ☎6758-6900、北沢 ☎3322-3271、玉川 ☎3700-4131)

妊活オンライン相談事業を利用しませんか

専門職(不妊症看護認定看護師、臨床心理士、胚培養士等)にお悩みを匿名で相談できます。
 区内在住で、不妊治療に悩んでいる方、不妊治療をこれから始めようと思っている方、
 将来子どもを持ちたいと思っている方(当事者やご家族等)など

●利用方法

①当事業のLINEアカウントを「友だち追加」②会員登録③クーポンコード「stgy世田谷区
 ○○」を入力(○○にはお住まいの町名が入ります)

●相談方法(いずれも相談回数は無制限・無料)
 テキストメッセージ、Zoom、通話

LINE友だち追加はこちら
 (LINE ID @stgy-famione)▶



●世田谷保健所健康推進課 ☎5432-2446 FAX5432-3102 区HPQ 202202

**防災行政無線塔からJアラートの
 全国一斉試験放送を行います**

2月15日(水)午前11時

ミサイル落下のおそれがあるときは…

屋内にいる場合:窓から離れるか、窓のない部屋に移動する
 屋外にいる場合:近くの建物の中か地下に避難する
 建物がない場合:物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る

●災害対策課 ☎5432-2262 FAX5432-3014
 区HPQ 185703

新型コロナウイルス感染症に関する相談

発熱や咳・痰、全身のだるさなどの症状がある方は、まずは「かかりつけ医」に電話でご相談ください。

「かかりつけ医」がない、相談する医療機関に迷う等の場合

●世田谷区発熱相談センター ☎03-5432-2910 (月～金曜(祝・休日含む)午前8時30分～午後5時15分)
 発熱外来を実施している医療機関リストをご覧ください 区HPQ 199397▶

●東京都発熱相談センター
 症状のご相談(いずれも24時間・多言語対応) 医療機関案内専用(いずれも24時間)
 ☎03-5320-4592 ☎03-6258-5780 ☎03-5320-4327 ☎03-5320-5971
 ☎03-5320-4551 ☎03-5320-4411 ☎03-5320-7030 FAX03-5388-1396(電話での相談が難しい方)

●症状はないが不安に思う方、その他新型コロナウイルス感染症に関するご相談

●世田谷区新型コロナウイルス相談窓口 ☎03-5432-2111 FAX03-5432-3022
 (平日午前8時30分～午後5時15分)

●東京都新型コロナ・オミクロン株コールセンター (毎日午前9時～午後10時・多言語対応)
 ☎0570-550-571 FAX03-5388-1396(電話での相談が難しい方)

●陽性と
 なった方
 新型コロナウイルス感染症陽性となった方へ
 (右記二次元コード)をご覧ください。
 区HPQ 190526



●療養期間終了後も症状が残っている方
 (「コロナの後遺症について」とお申し出ください)

●世田谷区コロナ後遺症相談窓口
 ☎03-5432-2910
 (月～金曜(祝・休日含む)午前8時30分～午後5時15分)

※東京都が設置する相談窓口、コロナ後遺症対応医療機関の一覧も
 ご覧になれます(後記二次元コード参照)。

●新型コロナウイルス感染症に関して詳しくはこちら▶▶▶
 区HPQ 184143



区HPQ 0000 区のホームページの検索バーに掲載記事の区HP番号を入力して検索すると、該当ページをご覧になれます。

●新聞を定期購読されていないご家庭に、本紙区のおしらせ「せたがや」を無料でお届けします。ご希望の方は、広報聴課(☎5432-2009 FAX5432-3001)へ電話でお申し込みください。